

新型コロナウイルスの取扱いに関する通知の一部訂正について

令和2年4月17日

令和2年4月9日付で発出いたしました、「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス事業所等における対応について（通知）」の添付資料におきまして、一部誤った記載がございました。

つきましては、障害福祉サービスかながわに掲載したデータを修正いたしましたので、お手数ですが、下記をご参照の上、お手持ちの資料の差し替えをお願いいたします。

1 該当資料について

「緊急事態宣言に伴う障害福祉サービス事業所等における対応について（通知）」

の添付資料「別紙2」

「2 入所施設・居住系サービス等について」の「(3) 報酬請求について」において掲載している、加算の算定可否に関する表について

2 訂正箇所について

【誤】

加算区分	該当する加算の例	取扱い
体制加算	福祉専門職員等配置加算 重度障害者支援加算 他	従前の配置人数が加算の要件を満たしている場合は、在宅でのサービス利用者への算定を可とする。
実績加算	帰宅時支援加算、 医療連携体制加算、 <u>訪問支援特別加算、</u> 他	<u>在宅でのサービス利用者に対して、加算の要件となる支援を行っていない場合には算定できない。</u> <u>訪問が要件となっている加算については、電話等に代えることで算定することはできません。</u>

【正】

加算区分	該当する加算の例	取扱い
体制加算	福祉専門職員等配置加算 重度障害者支援加算 他	従前の配置人数が加算の要件を満たしている場合は、 在宅でのサービス利用者への 当該加算の 算定を可とする。
実績加算	帰宅時支援加算、 医療連携体制加算 訪問支援特別加算、 他	在宅でのサービス利用者に対して、 加算の要件となる支援を行っていない場合には算定できない。 訪問が要件となっている加算については、電話等に代えることで算定することはできません。